

神戸市人事給与システム再構築におけるPMO支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 案件名称

神戸市人事給与システム再構築におけるPMO支援業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、神戸市(以下、「本市」という)で実施する、「人事給与システム再構築プロジェクト」の成功に向け、事務局が担う管理業務(PMO)の一部を外部の専門事業者に委託するもの。発注者(本市)側の視点から進捗・課題・リスクの可視化と適切な統制を行い、円滑な意思決定および関係者間の調整を支援する。特に本市のステークホルダーに起因するリスクの管理に重点を置き、プロジェクト全体の安定的な推進を図る。なお、本業務におけるPMO支援とは、人事給与システム開発プロジェクトの事務局において、本市が発注者として行うべき進捗確認、課題・リスク管理、庁内調整、意思決定、成果物受入等を支援する管理・統制機能をいう。

(2) 業務内容・履行場所

仕様書のとおり

(3) 事業規模(契約上限額)

金39,820千円(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から2028年3月31日まで

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 資料一覧

項番	資料名
1	(資料1) 公募型プロポーザル実施要領
2	(資料2) 公募型プロポーザル実施要領(別紙) 評価基準書
3	(資料3) 委託仕様書
4	(資料4) 委託契約書 頭書(案)
5	(資料5) 委託契約約款
6	(様式1) 公募型プロポーザル参加申込兼資格確認申請書
7	(様式2) 秘密保持誓約書
8	(様式3) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書
9	(様式4) 質問・回答書
10	(様式5) 見積書

4 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

(別紙)委託契約書頭書(案)及び委託契約約款を参照。

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 応募資格、必要な資格・許認可等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。)でないこと。

(3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(5) 租税公課を滞納していないこと。

6 スケジュール

(1) 公募開始	2026年8月28日(金)
(2) 参加申請関係書類の提出期限	2026年9月11日(金)
(3) 参加資格決定通知	2026年9月15日(火)
(4) 質問受付期限	2026年9月15日(火)
(5) 質問に対する回答	2026年9月25日(金)
(6) 企画提案書の提出期限	2026年10月2日(金)
(7) 選定結果通知	2026年10月23日(金)(予定)
(8) 契約締結・事業開始	2026年11月上旬(予定)
(9) 事業完了	2028年3月31日

7 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 2026年8月28日から2026年9月11日17時00分まで
- イ 提出方法 電子メールにて送付すること
- ウ 電子メールアドレス jinkyu_dx@city.kobe.lg.jp
- エ 電子メールの件名 「【人給システムPMO支援業務】プロポーザル参加申請(事業者名)」としてください。
- オ 提出書類
- (ア) (様式1) 公募型プロポーザル参加申込兼資格確認申請書
 - (イ) (様式2) 秘密保持誓約書
 - (ウ) (様式3) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 ※1
 - (エ) (任意様式) 会社概要
 - (オ) 登記事項に関する「履歴事項全部証明書」 ※1
 - (カ) 納税証明書(国税)及び納税証明書又は滞納がないことの証明(市税) ※1
- ※1 令和8・9年度神戸市入札参加資格(物品等)を有しない場合のみ
- カ 参加資格決定通知 2026年9月15日までに電子メールにより通知する

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 2026年9月15日17時00分まで
- イ 提出方法 別紙「(様式4)質問・回答書」に記載し、電子メールにより提出すること
- ウ 電子メールアドレス jinkyu_dx@city.kobe.lg.jp
- エ 電子メールの件名 「【人給システムPMO支援業務】質問書の送付(事業者名)」としてください。
- オ 回答方法 参加者全者に対して、2026年9月25日までに順次電子メールにより回答

(3) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 2026年10月2日17時00分まで
- イ 作成様式 企画提案書は、任意様式(PowerPointを想定しています)にて作成し、PDFファイルで提出すること。なお、プレゼンテーション審査で説明していただきますので、ディスプレイ投影にて説明しやすい様式で作成すること。
- ウ 頁数 50ページ以内とする
- エ 記載項目 7.(1)評価基準を参照
- オ 提出方法 電子メールにて送付すること
- カ 電子メールアドレス jinkyu_dx@city.kobe.lg.jp
- キ 電子メールの件名 「【人給システムPMO支援業務】企画提案書(事業者名)」としてください。
- ク 提出書類
- ① (任意様式) 企画提案書
 - ② (様式5) 見積書
 - ③ (任意様式) 内訳書
- ケ 提出部数 1部 (※紙媒体での印刷・提出は不要です)

8 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。評価項目の詳細、提案書に記載すべき内容等については、別紙「評価基準書」を参照すること。

項番	評価項目		配点
1	1 企業概要・業務実績	1 企業概要	10
2		2 類似業務に対する実績	
3	2 実施体制	1 担当者のプロフィール等	10
4	3 実施方法	1 本業務に対する理解	50
5		2 実施手法についての提案	
6		3 業務遂行計画・実効性	
7		4 報告・管理資料についての提案	
8		5 独自提案	
9	4 受託予定金額	1 受託予定金額	20
10	5 地元企業に対する加算	1 地元企業に対する加算	10
合計			100

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて契約候補者を選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション審査

企画提案書だけではわかりにくい部分を補足するため、プレゼンテーション審査(以下「審査会」という)を実施する。審査会は非公開とし、選定委員および本市職員が参加する。

(ア) 開催時期 2026年10月5日から10月16日までの間で、本市が指定する日時
(※日時が決定次第参加者に通知します)

(イ) 場所 神戸市役所1号館又はその付近

(ウ) 内容・方法

企画提案書の内容説明及び選定委員からの質疑応答を実施する。原則、現地にて実際にプロジェクトに携わる者(プロジェクトリーダー及び主たるプロジェクトメンバー)が出席した上で実施すること。PCとディスプレイにて実施のため、企画提案書の印刷・配布は不要。開催日時、開催場所、使用機材、参加人数の制限及び時間制限等の詳細については、別途通知する。

(エ) 留意事項

審査会は、提案内容について書面だけではわかりにくい部分を補足するために行うものであって、提出済みの企画提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。また、参加者からの質問も認めない。説明を円滑に行うための補足資料の投影は認めるが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱わない。

審査会に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。また、審査会を辞退することは可能で、辞退したことで失格になることはないが、説明不足等のため、結果として評価上の不利益を受けることはあり得る。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目「3.2. 実施手法についての提

案」の得点が高い提案者とする。「3.2. 実施手法についての提案」の得点が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は失格とし、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒650-0034 神戸市中央区京町72新クレセントビル2階
神戸市行財政局総務事務センター
電話番号 078-322-6425
電子メール jinkyu_dx@city.kobe.lg.jp